

空き家の利活用セミナー&相談会



こんな方はご参加ください

参加
無料

空き家を何とかしたい

所有者の方へ

- 空き家を保有してるけど
どうすればいいかわからない…
- 病院や施設へ移ることになって
住まいが空き家になってしまう…
- 空き家の税金や相続が心配…
- 空き家を貸そうかと思っているが、
管理やトラブルで大変そう…

住む家が見つからない

住宅確保要配慮者の皆様へ

- 希望に合う住居がなかなか
見つからない…
- 入居を拒否されてしまった。
- 手続き等が複雑でわからない…
- 一人でどうやって生活していけば
いいかわからない…

泉州縦断ウルトラ相談会

空き家の困ったと
住みたいをマッチング

・相続したけど
住む予定がない方
・有効に使いたいけど
管理ができない方等

空き家所有者さま

空家
活用

住宅確保要配慮者さま

居住
支援

高齢者・低所得者・
障がい者・外国人の方等

空き家解決セミナー 13:00~13:40(40分) 申込不要
空き家相談会 14:00~(各30分) 要予約

居住支援セミナー 13:50~14:30(40分) 申込不要
居住支援相談会 14:45~(各30分) 要予約

空き家、住まいに関する様々な困ったを宅建協会と司法書士
などの専門家と行政が一丸となってサポートさせていただきます



セミナー&相談会開催日

※会場の座席数によりお断りする場合がございます

第1回 2021 10/15 (金) 13:00~

熊取町・田尻町
メイン会場 煉瓦館 コットンホール
オンライン会場 田尻町

第2回 2022 1/27 (木) 13:00~

泉南市・阪南市・岬町
メイン会場 あいびあ泉南 泉南市総合福祉センター
オンライン会場 阪南市・岬町

第3回 2022 2/7 (月) 13:00~

岸和田市社会福祉協議会・和泉市・岸和田市・貝塚市
メイン会場 岸和田市福祉センター
オンライン会場 和泉市・岸和田市・貝塚市

空き家連携協定 相談・予約は物件所在地へお問合せ下さい

- 和泉市 建築住宅室 Tel.0725-99-8190
- 岸和田市 住宅政策課 Tel.072-447-6513
- 貝塚市 まちづくり課 Tel.072-433-7214
- 熊取町 まちづくり計画課 Tel.072-452-6401
- 泉佐野市 都市計画課 Tel.072-447-8124

居住支援協力(居住支援法人)

- 社会福祉法人 岸和田市社会福祉協議会 Tel.072-437-8854
- 阪南市 都市整備課 Tel.072-471-5678(代)
- 岬町 企画地方創生課 Tel.072-492-2775
- 田尻町 都市政策課 Tel.072-466-5006
- 泉南市 住宅公園課 Tel.072-483-9972

空き家をどうしようか…? と悩んでいるオーナー様と

空き家の困った

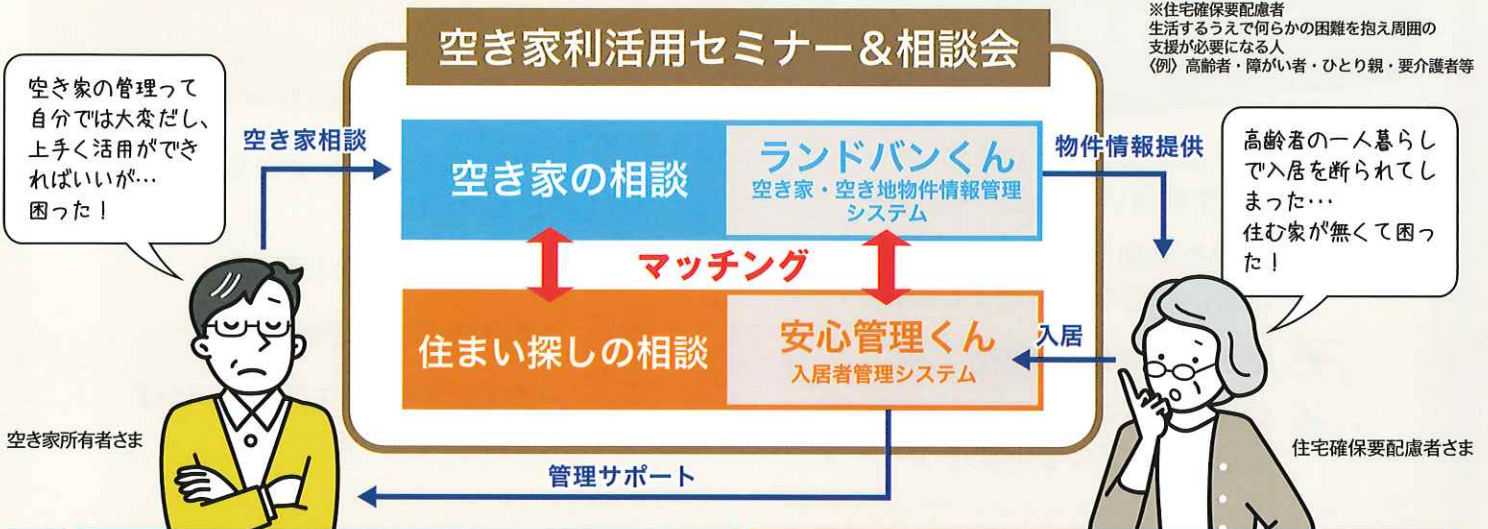
&

住まい探しに困った



住まいが見つからない…。
困っている住宅確保要配慮者さまへ

の相談会を同時開催でマッチング



※住宅確保要配慮者
生活するうえで何らかの困難を抱え周囲の
支援が必要になる人
〈例〉高齢者・障がい者・ひとり親・要介護者等

空き家の管理って
自分では大変だし、
上手く活用ができ
ればいいが…
困った!

高齢者の一人暮らし
で入居を断られてし
まった…
住む家がなくて困っ
た!

空き家所有者さま

住宅確保要配慮者さま

	問題点	取組内容
例1	<p>住宅確保要配慮者さま向け入居先の住宅確保</p> <p>住宅確保要配慮者さまが転居を検討される際、入居先をスムーズに確保できていないのが現状。主な原因としては、貸家の活用を検討されている方や、高齢者世帯・障がい者世帯に対応したバリアフリー改修等を行った物件の情報不足しているからである。特に住宅改修については、物件所有者の改修費用等の問題もハードルとなっている。</p>	<p>空き家の利活用で選択肢を増やす</p> <p>空き家所有者さまに対して、宅建協会プロジェクトチームと各自治体で開催している「空き家相談会」への参加を促すとともに、今回開発した「空き家・空き地物件情報管理システム【ランドバンクくん】」に相談会でいただいた情報を登録。「住まい探し相談会」においても住宅確保要配慮者さまへのマッチングを行うことで、空き家の抑制につなげる。また、空き家の利活用希望者に対してセーフティネット住宅補助金等を活用したバリアフリー改修提案を行う。</p>
例2	<p>住宅確保要配慮者さま向けの賃貸管理問題</p> <p>住宅確保要配慮者さまが入居する際に問題 (ex. 単身高齢者さまの孤独死や精神的な疾患をお持ちの方と近隣住人とのトラブル等) が発生することも考えられる。空き家所有者さまが自ら賃貸管理していくにあたりこのような問題がハードルとなっている。</p>	<p>システムを利用した入居者管理</p> <p>今回、住宅確保要配慮の入居に関し、入居者情報・状況を一括管理しリアルタイムで共有できる「入居者管理システム【安心管理くん】」を開発。入力された入居状況を各種団体で共有し、安心・迅速な対応を図ることで、トラブルを未然に防ぎ、空き家所有者さまの管理負担を軽減する。</p>
例3	<p>シェルター物件の不足</p> <p>緊急性が高い住宅確保要配慮者さまに一時的な住まいとして提供するシェルターの物件数が現状不足している。主な原因としては、一時利用 (10日前後) を前提としているため頻繁な入退去が発生することや、騒音や孤独死の問題等の可能性もあり、空き家所有者さまが自ら賃貸管理することが困難となっている。</p> <p>※シェルターとはDV、住居喪失者等緊急的に一時的な住まいを必要とする方に提供する住居のこと</p>	<p>空き家をシェルターへ利活用する</p> <p>「空き家・空き地物件情報管理システム【ランドバンクくん】」に登録された情報を利用し、シェルターとして提供できる物件の提案、空き家の利活用に繋げていく。同時に、短期的な退去への対応として、各種団体が「入居者管理システム【安心管理くん】」を活用し、タイムリーな入居状況の把握ならびに効率的な入居促進を図ることで、空き家所有者さまの負担を軽減する。さらにこのシェルターは、大規模災害時に居住先を失った方の応急的な住まいとしても利用が見込まれる。</p>

